

佐賀県告示第69号

佐賀県鳥獣保護管理員規程（昭和38年佐賀県告示第340号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（任命、解任及び任期）</u></p> <p><b>第2条</b> 保護員は、鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関し相当の知識を有し、かつ、鳥獣保護管理事業に熱意を有する者のうちから、知事が<u>任命</u>する。</p> <p>（公用物品の取扱い）</p> <p><b>第8条</b> 略</p>	<p><u>（保護員）</u></p> <p><b>第2条</b> 保護員は、鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関し相当の知識を有し、かつ、鳥獣保護管理事業に熱意を有する者のうちから、知事が<u>委嘱</u>する。</p> <p><u>2 保護員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 保護員は、再任されることができる。</u></p> <p>（公用物品の取扱い）</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p><b>第9条</b> <u>保護員には、農林水産部生産者支援課長が別に定める金額を報酬として支払う。</u></p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。